

障がい者手帳の種類について



お子さんに、何かしら特別な支援が必要であるとわかった時、保護者の方のお気持ちはとても複雑だと思います。そのような中で、障がい者手帳の申請をすることに抵抗を感じるかもしれません。しかし、障がい者手帳を取得することによって、お子さんはさまざまな支援を受けることができます。

障がい者手帳とは…

障がい者手帳には、3種類があります。

- ①身体障がい者手帳
- ②療育手帳
- ③精神障がい者保健福祉手帳

この章では、それぞれの手帳の案内をします。



身体障がい者手帳

身体に障がいのある方（または保護者）の申請によって交付されます。障がいの種類や程度により1級（重度）から6級（軽度）まであります。
手帳の対象となるのは、以下の機能にあらわれる障がいです。

- ① 手や足（肢体）
- ② 視覚
- ③ 聴覚または平衡機能
- ④ 音声、言語またはそしゃく
- ⑤ 内臓

心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓

※障がいによっては、発症から一定の期間を経過しないと認定されないものもあります。
※障がいの部位や程度によっては、一定期間後に再認定が必要となる場合もあり、その場合は再認定の時期が手帳に記載されます。

療育手帳

知的に障がいのある方（または保護者）の申請によって交付されます。障がいの程度により重い方からA判定とB判定があります。療育手帳の交付の際には、保護者の方からの聞き取りと、本人の知能検査を行う「判定」を行います。判定次第では、交付されない場合もあります。

判定結果

- A₁…最重度
A₂…重度
A₃…重度合併

- B₁…中度
B₂…軽度

判定場所

18歳未満の場合

田川児童相談所（田川市弓削田188）
☎ 0947-42-0499 fax 0947-42-0439

★判定の予約は、田川児童相談所へ

18歳以上の場合

福岡県障がい者更生相談所（春日市原町3丁目1-7）
☎ 092-586-1055 fax 092-586-1065

★判定の予約は、【飯塚市役所 社会・障がい者福祉課もしくは各支所 市民窓口課 0948-22-5500（内線1151）】へ

精神障がい者保健福祉手帳

精神に障がいのある方（または保護者）の申請によって交付されます。障がいの程度により1級（重度）から3級（軽度）まであります。

手帳の対象となるのは以下の精神疾患です。

- | | | | |
|--------|--------|----------|------|
| 統合失調症 | うつ病 | 非定型精神病 | てんかん |
| 中毒性精神病 | 器質性精神病 | その他の精神疾患 | |

※申請は、初診日より6カ月以上経過していれば可能です。

※てんかんについては、薬物によって2年間以上状態が落ち着いている場合は非該当となることもあります。

※精神障がい者保健福祉手帳はすべて有効期限が2年となっているので、定期的に更新が必要です。